

平成27年度事業計画書

個別事業の内容について

I 公益目的事業

1. 手話通訳者派遣事業（公1）

手話をコミュニケーションの手段とする聴覚障害者の社会生活上の意思疎通を円滑にするために手話通訳者及び手話講師の派遣事業に取り組む。

（1）手話通訳者派遣事業

公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会は、手話通訳を必要とする団体（行政・民間企業等）からの申し込みを受け付け、岡山県登録手話通訳者に打診し、内定した手話通訳者を派遣する。岡山県手話通訳者登録試験に合格し手話通訳者として岡山県に登録された者を派遣登録しており、本年度も約5名の派遣登録を計画している。（平成27年3月26日現在派遣登録者数：95名）

事業実施のための財源 手話通訳依頼者からの手話通訳料を充当する。

（2）手話講師派遣事業

公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会は、団体（行政・民間企業等）からの申し込みを受け付け、開催される手話講座や手話講義に、公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会が認めた手話講師を派遣し、聴覚障害者や手話に関しての理解を広げると共に、聴覚障害者の福祉向上と社会参加の促進を図る。平成27年3月26日現在87名が登録しており、本年度も約5名、講師登録研修を受けた者の登録を計画している。

事業実施のための財源 手話講師派遣依頼者からの手話講師料を充当する。

2. 機関紙一般購読事業（公2）

聴覚障害者の情報不足を補うために、聴覚障害者福祉に関わる情報を提供するとともに、社会に対して聴覚障害者についての理解と啓発を促すため、次の事業を実施する。

公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会は、「社会福祉法人岡山県共同募金会」より共同募金配分金を受けて機関紙一般購読事業を実施する。

機関紙は岡山県内の聴覚障害者、賛助会員、手話サークル会員などの手話関係者、購読を希望する一般の方々及び関係機関・団体等へ、毎月1回定期的に発行する。（発行部数約550部・年間購読料2,000円）なお、公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会の会員には無料配布する。

機関紙では公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会の活動報告だけでなく、公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会や関係団体等の行事の案内や、災害情報や障害者に関する法律等の情報、全国の聴覚障害に関する様々な情報発信を行う。

事業実施のための財源 「社会福祉法人岡山県共同募金会」より受けている「共同募金配分金」、小山基金助成金及び機関紙購読料を充当する。

3. 聴覚障害者のパソコン利用促進事業（公3）

聴覚障害者にパソコン利用に対するサポートや指導を行い、ITに関する知識を高め、社会への聴覚障害者参加の一層の促進を図るために、公益財団法人岡山県身体障害者福祉連合会から「岡山県地域生活支援社会参加促進事業」を受託し、「聴覚障害者のパソコン利用促進事業」を実施する。

（1）パソコンボランティア養成・派遣事業

公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会は、公益財団法人岡山県身体障害者福祉連合会から「岡山県地域生活支援社会参加促進事業」に規定する「パソコンボランティア養成・派遣事業」を受託し、以下の事業を行う。

- ①公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会のホームページや機関紙により、聴覚障害者のパソコン利用をサポートするボランティア（聴覚障害者および手話通訳者など手話のできる方）を募集する。
- ②公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会は、聴覚障害者の視点から、全くパソコンが分からない聴覚障害者にパソコンに関する情報を伝えるための方法や、聴覚障害者との正しいコミュニケーション手段等についてのカリキュラムを設定する。
- ③公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会は、民間企業および任意団体などに講師派遣を依頼し、受講者の必要により手話通訳者、要約筆記者を手配して、設定したカリキュラムに沿った指導を行う。
- ④公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会は、カリキュラムを修了した受講生に対し、パソコンボランティアとしての登録可否を確認し、登録可能な受講生を、公益財団法人岡山県身体障害者福祉連合会に報告する。本年度も5名程度のパソコンボランティアを養成し、報告することを計画している。
- ⑤公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会は、公益財団法人岡山県身体障害者福祉連合会から「パソコンボランティア派遣のお知らせ」のチラシを受け取り、それをホームページや機関紙などに掲載する。
- ⑥パソコンボランティアは、依頼のあった聴覚障害者の自宅を訪問してパソコンの基礎知識を適切なコミュニケーション手段を用いて指導する。

事業実施のための財源 公益財団法人岡山県身体障害者福祉連合会からの委託料を充当する。

日程は未定 1会場＝3時間×3回 2会場

(2) パソコン利用促進事業

公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会は、公益財団法人岡山県身体障害者福祉連合会から「岡山県地域生活支援社会参加促進事業」に規定する「パソコン利用促進事業」を受託し、以下の事業を行う。

- ①公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会のホームページや機関紙により、聴覚障害者パソコン教室の開催を通知する。
- ②公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会は、聴覚障害者のデジタルデバイドを解消するために、聴覚障害者の視点に立って必要とするパソコン情報の取得やパソコン操作技術の習得ができるよう考慮して適切なカリキュラムを設定する。
- ③公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会は、民間企業および任意団体などに講師派遣を依頼し、手話通訳者または要約筆記者を手配して、参加した聴覚障害者に設定したカリキュラムに沿った指導を行う。
- ④事業終了後、公益財団法人岡山県身体障害者福祉連合会に報告する。

事業実施のための財源 公益財団法人岡山県身体障害者福祉連合会からの委託料を充当する。

日程は未定 1会場＝3時間×3回 2会場

4. 福祉まつり事業（公4）

聴覚障害者、手話関係者、一般県民が交流を深め、聴覚障害者に対する正しい理解を広めること及び聴覚障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として次の事業を実施する。

「県民ふれあい手話まつり」事業

公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会は、公益財団法人岡山県福祉事業団から「心身障害児者援護基金（ゴルフ基金）」の助成を受けて、「県民ふれあい手話まつり」を開催する。

この事業は各支部（岡山支部・倉敷支部・玉野支部・東備支部・笠岡支部・浅口支部・井原支部・美作支部）が持ち回りで順番に実施しており、本年度は美作支部が実施する。（主催は公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会）

手話まつりへは聴覚障害者だけでなく、地域の人を含め誰でも参加することができることとする。入場料や参加費はすべて無料とする。

「県民ふれあい手話まつり」は、岡山県下の聴覚障害者、手話サークル会員等の関係者及び地域の一般の方々が一同に会し、講演会等によって聴覚障害者に関わる諸問題について学ぶと共に、お互いの交流を深め、広げていくことのできる場を提供する。開催場所として主に美作地域の公民館・体育館等の公共施設を利用する。参加予定人数は約200名である。

〈平成27年度「第31回県民ふれあい手話まつり」開催計画〉

平成27年11月15日（日） 美咲町

事業実施のための財源 心身障害児者援護基金（ゴルフ基金）助成金を充当する。

5. 研修会事業（公5）

聴覚障害者自身の社会参加のための啓発や、聴覚障害者の福利厚生の実現を図るために、研修会事業を実施する。

（1）ろう高齢者の集い事業

公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会は、「社会福祉法人岡山県共同募金会」から共同募金配分金を受けてろう高齢者の集い事業を実施する。

岡山県内のろう高齢者（高齢聴覚障害者）を中心に情報交換や意見交換、生活防衛のための知識習得等を行い、孤独になりがちなろう高齢者に仲間と交流する場を提供することで、ろう高齢者が充実した生活を送れるよう支援する。対象者は、ろう高齢者（高齢聴覚障害者）を中心とした聴覚障害者やその家族、手話関係者等とする。

〈平成 27 年度開催計画〉

平成 27 年 9 月 6 日（日）岡山市（会場未定）

事業実施のための財源 共同募金配分金（社会福祉法人岡山県共同募金会）を充当する。

（2）聴覚障害者フォーラム事業

公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会は、「社会福祉法人岡山県共同募金会」から共同募金配分金を受けて聴覚障害者の啓発を目的とした研修会（聴覚障害者フォーラム事業）を実施する。

一般財団法人全日本ろうあ連盟や公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会と同じく連盟に加盟している各都道府県団体で活動されている方による講演を行うとともに、公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会の役員、会員の聴覚障害者や、手話通訳者、手話サークル会員などの関係者、その他テーマに興味を持つ方々による意見交換を行い、今後の活動方針を話し合う。

〈平成 27 年度開催計画〉

平成 27 年 9 月 20 日（日）岡山市（会場未定）

事業実施のための財源 共同募金配分金（社会福祉法人岡山県共同募金会）を充当する。

6. ゆずり葉上映事業（公6）

聴覚障害者についての理解や啓発と手話の普及を図るために次の事業を実施する。

映画「ゆずり葉」上映事業

映画「ゆずり葉」は、一般財団法人全日本ろうあ連盟が創立 60 周年を記念して制作した映画である。

1. ろう者についての理解や啓発と手話の普及を図ること
 2. 親や子どもたちに夢を与えること
 3. 新しい映像文化を創造すること
- 以上を目的に上映運動を展開する。

公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会は、一般財団法人全日本ろうあ連盟と映画上映についての契約を締結し、岡山県での「ゆずり葉」上映事業を主催として実施する。

平成 27 年度は、岡山映画普及センターと業務委託契約を結び、小中学生の保護者及び中高生を対象に岡山県内の小中高等学校で「ゆずり葉」上映の呼びかけを行う。上映を希望する教育機関は、公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会に上映権料として定められた金額を支払い、上映を行う。

事業実施のための財源 上映権料を充当する。

7. 岡山県聴覚障害者センター管理運営事業（公7）

公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会は、聴覚障害者の社会参加と自立促進のため、独自事業として手話通訳者の養成・派遣を中心に組み立て、それをさらに拡充するために岡山県聴覚障害者センターの指定管理を受け、効率的に各事業を実施する。

岡山県と公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会とは、岡山県聴覚障害者センターの管理に関する包括協定書及び年度協定書を結び、以下の事業を行う。なお、管理運営にあたっては、岡山県聴覚障害者センター運営会議を開催し、聴覚障害者の視点を生かすことに努めることとする。

（1）聴覚障害者用の自主制作映画等の制作

- ①目的 聴覚障害者の福祉の増進及び各種情報提供に資するため、自主制作映画等を制作する。
- ②内容 身近な地域情報や社会的・文化的な情報などを主な内容とし、情報保障のためにすべてに字幕や手話の挿入を行う。
- ③方法 岡山県聴覚障害者センターの職員がビデオ制作を行う。なお本年度は、ビデオ制作ボランティアの会等による専門的な技術研修は休止する。
- ④計画 年間5本程度のオリジナル作品の制作を行う。
- ⑤その他 障害当事者の意向を尊重するため、年度当初、岡山県聴覚障害者センターならびに障害者協力団体選出の委員からなる「自主制作映画等制作事業委員会」を立ち上げ、協議により事業を展開する。また、アンケート等を通して聴覚障害者のニーズを把握し、ニーズに即したビデオ制作を行う。

（2）自立支援拠点活動支援事業

- ①目的 聴覚障害者の福祉の増進ならびに自立の支援を行うために、各種講習会等を開催し、生活文化の向上と社会参加の促進を図る。
- ②対象 聴覚障害者（ろう者、難聴者、中途失聴者）
- ③方法 県内広範に会場を設け、講習会や講座を実施する。
- ④計画
平成27年度 計画

【ろう者対象の講習会等】

| 日時 | 内容 | 会場 | 受持団体 |
|------|------------|-------------|------|
| 6月8日 | 運転免許特定任意講習 | 岡山県運転免許センター | 組織部 |

| | 会 | | |
|--------|--------------------|--------------|------|
| 6月8日 | 笑い文字講座 | サンライフ玉野 | 玉野支部 |
| 6月 | 「介護保険について」と「菓の飲み方」 | | 高齢部 |
| 6月 | 自転車の正しいルールを知ろう | 岡山市 | 岡山支部 |
| 7月 | 成年後見制度 | リフレセンターびぜん | 東備支部 |
| 8月2日 | 社会マナー | 津山市障害者福祉センター | 美作支部 |
| 9月 | 正しい下着の選び方 | 岡山市 | 女性部 |
| 10月 | 未定 | 岡山市 | 岡山支部 |
| 11月9日 | 防災について | 倉敷市 | 倉敷支部 |
| 12月7日 | ろう文化とろう歴史 | 未定 | 青鳥会 |
| 12月14日 | 運転免許特定任意講習会 | 岡山県運転免許センター | 組織部 |
| 1月 | 未定 | 未定 | 福祉対策 |

【難聴者のための手話教室】

| 日 時 | 内 容 | 会 場 |
|--------|-------------|-----|
| 毎月2回程度 | 難聴者のための手話教室 | 岡山市 |

【難聴者・中途失聴者対象の講習会】

| 日 時 | 内 容 | 会 場 | 備 考 |
|-----|-----|-----|-------------|
| 未定 | 未定 | 岡山市 | 年3回程度の実施を予定 |

⑤その他 障害当事者の意向を尊重するため、年度当初、岡山県聴覚障害者センターならびに障害者協力団体選出の委員からなる「自立支援拠点活動支援事業委員会」を立ち上げ、協議により講習会、講座内容を決定し、内容に応じて適切な講師を選定する。また、アンケートや意見聴取等を通して聴覚障害者のニーズを把握し、ニーズに即した講習会、講座を開催する。この他全ての講習会や講座で適切な情報保障を確保することに留意する。

(3) 手話通訳者養成事業

- ①目的 聴覚障害者の自立と社会参加、福祉の増進を図るため、手話通訳者の養成を行う。
- ②対象 聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有し、手話で特定の聴覚障害者と日常会話が可能程度の者を対象に公募する。
- ③方法 厚生労働省通知の養成カリキュラムに基づき、平成 26 年改訂の「手話通訳者養成カリキュラム対応」のテキストを使用し、講座「基本課程（手話通訳Ⅰ）」2 講座（55 時間）「応用課程（手話通訳Ⅱ）」（49 時間）「実践課程」（16 時間）を設ける。身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務を理解させ、手話通訳に必要な手話語彙や手話通訳表現技術等の指導を行う。
- ④計画 平成 27 年度計画
- ・手話通訳者養成講座の開催

| | | | | |
|---------------|------|--------|-----|------|
| 基本課程（手話通訳Ⅰ）回数 | 28 回 | （21 日） | 開催地 | 岡山市 |
| 基本課程（手話通訳Ⅰ）回数 | 28 回 | （28 日） | 開催地 | 倉敷市 |
| 応用課程（手話通訳Ⅱ）回数 | 26 回 | （21 日） | 開催地 | 岡山市 |
| 実践課程 | 回数 | 12 回 | 開催地 | 岡山市他 |
 - ・手話講座講師養成

岡山県登録手話通訳者を全国手話研修センター主催「手話通訳者〔Ⅰ〕養成担当講師連続講座」に 2 名派遣予定
 - ・岡山県手話通訳者登録試験（手話通訳者全国統一試験）

実施場所 岡山県聴覚障害者センター

実施年月日 平成 27 年 12 月 5 日

試験合格者を、本人の承諾を得て岡山県登録手話通訳者として登録し、手話通訳要員とする。
 - ・頸肩腕症候群特殊健康診断

玉島共同病院 道端医師による頸肩腕症候群特殊健康診断を平成 27 年度に通訳活動を行う予定の者 94 名を対象に実施する。
- ⑤その他 障害当事者の意向を尊重するため、年度当初、岡山県聴覚障害者センターならびに障害者協力団体選出の委員からなる「手話通訳者養成事業委員会」を立ち上げ、協議により事業を展開する。

（４）手話通訳士養成事業

- ①目的 「障害者総合支援法」が施行されたことや、裁判員制度の発足、政

見放送への手話通訳の拡大などを背景に、より高い専門性を持った手話通訳者人材の確保が求められており、登録手話通訳者を対象として、手話通訳士を養成し、聴覚障害者の福祉の増進を図る。

②対象

- ・手話通訳士養成研修 登録手話通訳者
- ・手話通訳士現任研修 手話通訳士
- ・指導者養成研修 講師予定者

③方法

- ・手話通訳士養成研修 登録手話通訳者が手話通訳士の資格取得に向けた知識・技能の習得を図るための研修を実施する。(30時間)
- ・手話通訳士現任研修 手話通訳士の知識・技能の向上を図るため、現任研修を実施する。(10時間)
- ・指導者養成研修 手話通訳士養成研修の講師を確保するため、全国手話研修センター(京都市)が実施する講師研修会へ講師予定者を派遣する。(2名)

④平成27年度計画

| | | | | |
|--|---------------------|------------|-----|-----|
| 手話通訳士養成研修 | 回数 | 5回 | 開催地 | 岡山市 |
| 手話通訳士現任研修 | 回数 | 5回 | 開催地 | 岡山市 |
| 指導者養成研修 | | | | |
| 全国手話研修センター主催「手話通訳者現任研修(手話通訳士養成を担当する講師の研修会)」へ講師予定者を2名派遣 | | | | |
| 第27回手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験) | | | | |
| 実施機関 | 社会福祉法人聴力障害者情報文化センター | | | |
| 実施年月日 | 学科試験 | 平成27年10月3日 | | |
| | 実技試験 | 平成27年10月4日 | | |

⑤その他

実施方法については、岡山県聴覚障害者センター、岡山県聴覚障害者福祉協会及び岡山県手話通訳士協会が事業実施のための委員会を設立して決定。

(5) 要約筆記者・奉仕員養成事業

①目的

聴覚障害者の情報保障と社会参加の促進のため、中途失聴者、難聴者のコミュニケーション手段である要約筆記の技術と知識の

指導を行い、要約筆記者の養成を行う。

②対象 中途失聴者、難聴者の福祉に理解と熱意を有し、要約筆記に関心を持つ者を対象に公募する。

③方法

- ・要約筆記者養成講座 厚生労働省の要約筆記者養成カリキュラムに基づき、要約筆記者養成講座（84 時間）を実施する。本人の承諾を得て岡山県災害救援専門ボランティアとして登録し、災害時の救援ボランティア要員とする。
- ・要約筆記者指導者養成研修への派遣
要約筆記者養成講座の講師を確保するため、(福)聴力障害者情報文化センターが実施する要約筆記者指導者養成研修に講師予定者を派遣する（2名）。
- ・全国統一要約筆記者認定試験
全日本難聴者・中途失聴者団体連合会及び全国要約筆記問題研究会が主催する全国統一要約筆記者認定試験を実施する。合格者については、本人の承諾を得て岡山県要約筆記者として登録し、要約筆記要員とする。

④平成 27 年度計画

- ・要約筆記者養成講座
開催地 岡山市
- ・要約筆記者指導者養成研修への派遣
開催地 大阪市（各回 2 名派遣）
回数 3 回
- ・全国統一要約筆記者認定試験
開催地 岡山市

⑤その他 障害当事者の意向を尊重するため、年度当初、岡山県聴覚障害者センターならびに障害者協力団体選出の委員からなる「要約筆記者養成事業委員会」を立ち上げ、協議により事業を展開する。
なお、本年度は予算の関係で要約筆記奉仕員養成事業を休止する。

(6) 手話通訳者の設置事業

①目的 聴覚障害者の情報保障ならびにコミュニケーションの円滑化

を図るため、2名の専任手話通訳者（2名とも手話通訳士）を設置する。

- ②職務内容
- ・手話通訳者派遣に伴うコーディネート業務（県内市町村からの依頼を受け、手話通訳者派遣のためのコーディネートを行う。）
 - ・緊急時の手話通訳（病気や事故等の緊急事態発生時に、要請に応え、手話通訳を行う。）
 - ・聴覚障害者の生活相談（聴覚障害者、特にろう者の生活に関わる相談に応じる。）

- ③方法 2名の手話通訳者を岡山県聴覚障害者センター内に常勤させ、職務に従事させる。

④その他

ア. 手話通訳者派遣の市町村相互間の連絡調整

- ・障害者総合支援法の施行により、市町村と委託契約を結び、手話通訳者派遣の市町村相互間の連絡調整を行う。

イ. 専門性の高い手話通訳者派遣

- ・県内の障害者団体等が主催又は共催する広域的な行事などへ派遣する。

ウ. コミュニケーションの円滑化

- ・聴覚センター利用者が積極的に活動に参加し、交流できるよう手話によるコミュニケーションの円滑化を図る。
- ・依頼により「きらめきプラザ」内での手話通訳を行う。
- ・病気や怪我、交通事故など緊急性を要する事態にある聴覚障害者の依頼に即座に対応する。
- ・公的機関やそれに準ずる団体が主催する聴覚障害者にかかわる重要な催し（テレビでの広報など）で手話通訳を行う。

エ. 生活相談

- ・ろうあ者等の生活にかかわるさまざまな事柄についての相談について、設置通訳者が応じる。

- オ. その他 障害当事者の意向を尊重するため、年度当初、岡山県聴覚障害者センターならびに障害者協力団体選出の委員からなる「手話通訳者設置事業委員会」を立ち上げ、協議により事業を展開する。

(7) 手話通訳者育成、要約筆記者育成人材確保事業

- ①目的 聴覚障害者の社会参加およびコミュニケーション支援ニーズに対

応できる手話通訳者及び要約筆記者の人材の確保及びその育成を行う。

- ②方法 岡山県聴覚障害者センターの指定管理者である公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会が地域の無業者を雇用した上で岡山県聴覚障害者センターの業務に従事させながら、OJT と OFF-JT による指導研修に参加する。

- ③施行場所 【OJT】 岡山県聴覚障害者センター等（各種主催事業会場）
【OFF-JT】 全国手話研修センター等

事業実施のための財源 岡山県からの委託料を充当する。

（８）字幕入りビデオライブラリー貸出事業

- ①目的 聴覚障害者に対する情報提供に資するために、テレビ番組等に字幕を挿入したビデオカセットテープ等の貸出を行う。
- ②貸出対象 聴覚障害者及び聴覚障害者の関係団体、聴覚障害者の支援を推進する団体やそれらの団体に属する個人にビデオ等の貸出を行う。
- ③貸出内容
- ・聴覚センター所蔵の番組
 - ・平成 27 年度岡山県字幕入りビデオカセットライブラリー事業の実施に係わる制作委託の制作品として受領する番組
 - ・その他字幕入りビデオカセットライブラリーに備える番組等
 - ・自主制作ビデオの貸出を行う。
- ④方法 貸出は貸出規定により行う。
- ⑤計画
- ・ビデオの貸出しの状況を明確にするため、貸出台帳を整備する。
 - ・利用者の便宜を図るため閲覧用ビデオ目録を作成する。
 - ・利用者のニーズに沿う所蔵ビデオカセットテープの充実を図る。
 - ・閲覧の便宜を図るためビデオ目録を年 2 回作成する。
 - ・利用しやすいライブラリーにするよう備品等の充実を図る。
- ⑥その他 障害当事者の意向を尊重するため、年度当初、岡山県聴覚障害者センターならびに障害者協力団体選出の委員からなる「字幕入りビデオライブラリー貸出事業委員会」を立ち上げ、協議により事業を展開する。

(9) 聴覚障害者コミュニケーション機器貸出事業

- ①目的 聴覚障害者の情報保障を支援するため、コミュニケーション機器の貸出を行う。
- ②貸出対象 コミュニケーションの困難な聴覚障害者及び聴覚障害者の参加する各種大会行事・地域ボランティア・職場、学校の代表者で、聴覚障害者の福祉増進に資することを目的として使用する者に貸出を行う。
- ③貸出機器 プロジェクター、パソコン、モニター用TV、ビデオデッキ、スクリーン、ループ・マイク等
- ③方法 貸出は貸出規定により行う。
- ④計画
- ・機器の貸出しの状況を明確にするため、貸出台帳を整備する。
 - ・機器の保守管理は厳重に行い、故障や部品交換の必要が生じたときは速やかに対処し、常時使用可能な状態で保持する。
- ⑤その他 障害当事者の意向を尊重するため、年度当初、岡山県聴覚障害者センターならびに障害者協力団体選出の委員からなる「聴覚障害者コミュニケーション機器貸出事業委員会」を立ち上げ、協議により事業を展開する。

(10) 聴覚障害者関係地域ボランティア研修事業

- ①目的 聴覚障害者の社会参加を容易にする支援に関する研修会（事例報告、制度研修等）を通して各自が地域で積極的に聴覚障害者に関わり、支援および社会との橋渡しができるようにする。
- ②対象 県内における手話通訳者・要約筆記者の代表者及び地域で活動している手話通訳者、要約筆記者を対象に研修会を行う。
- ③研修内容
- ・体験発表に基づく意見交換
 - ・専門家の助言を交えての知識・技術の研修
 - ・その他必要と認める研修等、聴覚障害者の福祉や社会参加に関する最新の情報と知識、技術の提供を行うとともに、地域でのネットワークづくりの方法など必要と認める研修を行う。

- ④計画 手話通訳者と要約筆記者の研修会をそれぞれ2回実施する。
- ⑤その他 手話・要約筆記ボランティア、障害当事者の意向を尊重するため、年度当初、岡山県聴覚障害者センターならびにボランティア団体、障害者協力団体選出の委員からなる「聴覚障害者関係地域ボランティア研修事業委員会」を立ち上げ、協議により事業を展開する。研修の実施に当たっては、地域の意見を十分留意し実施する。

(11) 意思疎通支援派遣連絡調整事業（連絡調整）

- ①目的 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整等広域的な対応を行うとともに、県内の障害者団体等が主催又は共催する広域的な行事などへ意思疎通支援者を派遣するなど聴覚障害者の福祉の増進を図る。
- ②対象 市町村
- ③方法 手話通訳者及び要約筆記者の派遣について、市町村と委託契約を結び、広域派遣コーディネートをを行う。
要約筆記者派遣について、岡山県要約筆記団体連絡会と委託契約を結び、事業委託を行う。
- ④計画 市町村からの派遣依頼に応じて実施する。

(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

- ①目的 県内の聴覚障害者関係団体が実施する公益性の高い行事などにおいて市町村の手話通訳者及び要約筆記者では対応が困難な場合の専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業を行い、聴覚障害者の福祉の増進を図る。
- ②対象 県内の障害者団体等が主催又は共催する広域的な行事（県内全域から聴覚障害者の参加が見込まれるものを原則とする）への派遣。
市町村派遣事業での対応が困難であると認められるもの、又はこの事業で実施が望ましいと判断されるものへの派遣。
- ③方法 年度当初、聴覚障害者関係団体から、事業計画書を提出させ、予算の範囲内で実施する。
- ④計画 未定

(13) 災害救援専門ボランティア研修事業

- ①目的 県が登録している災害救援専門ボランティア等の手話通訳及び要約筆記の分野に係わる専門的な技術のレベルアップやボランティア意識の向上を図る。
- ②対象 岡山県災害救援専門ボランティア登録者及び今後登録しようとする者
- ③研修内容 手話通訳及び要約筆記ボランティアのスキルアップと災害時のボランティア活動の取り組み方などについて研修。
- ④計画 年2回研修会を実施する。
- ⑤その他 登録手話ボランティア、障害当事者の意向を尊重するため、年度当初、岡山県聴覚障害者センターならびに登録ボランティア、障害者協力団体選出の委員からなる「災害救援専門ボランティア研修事業委員会」を立ち上げ、協議により事業を展開する。研修の実施に当たっては、災害救援専門ボランティア研修共通講座を実施する社会福祉法人岡山県社会福祉協議会及びボランティア・NPO活動支援センターと連携を図る。

(14) 聴覚障害者の相談業務

- ①目的 聴覚障害者の生活を支援するため、広く生活に関わる相談に応じ、必要な助言、情報提供、適切な専門機関への紹介等を行う。
- ②対象 聴覚障害者及びその家族等
- ③計画 相談を随時受け付け、岡山県聴覚障害者センター職員が対応する。また必要に応じてピアカウンセリングを行う。
- ④その他 専門相談員は設置せず（自己完結型でなく）専門機関との連携による相談体制（社会資源連携型）を基本とする。適切な相談が出来るよう身体障害者更生相談所等きらめきプラザ内の相談機関との連携に留意する。

(15) 自主事業

一．岡山県災害救援専門ボランティア登録の推進

県内で大規模な災害が発生したときに備え、岡山県災害救援専門ボランティア登録制度要綱に基づく手話通訳及び要約筆記者ボランティアへの登録を推進する。

二．岡山県防災情報メール配信登録の推進

県内の聴覚障害者におおむね周知した為、ホームページでの案内は継続して行うが、個別の周知活動については、本年度は休止する計画である。

三. 「岡山県聴覚障害者災害対策本部」の促進と活動

災害対策本部を、次のことを目的に設置し運営する。

- ①県内で緊急災害が発生した際、情報収集、聴覚障害者への支援活動を行う。
- ②災害の発生に備え、聴覚障害者の防災意識と災害対応能力の向上を図る。

四. のびのびこどもひろば

聴覚障害児ときこえる子ども達が一緒に活動し、理解を深めることのできる場を提供する。

五. ろう高齢者交流会

日ごろ、人との交流が少ない高齢聴覚障害者が同じ障害の友人や青年、女性と楽しい一時をもつ機会を提供する。

六. みんながきらめく手話の会

手話に興味のある人を対象に、手話によるコミュニケーション能力を高めることができるよう聴覚障害者との交流や手話の学習を行う。

七. 昼休みミニ手話教室

きらめきプラザ入居団体の職員等に手話を教え、きらめきプラザ内の情報バリアフリー化を推進する。

八. 手話通訳者の集い

養成してきた登録手話通訳者を対象に研修を行い、現場経験の少ない登録手話通訳者の知識の向上、また手話通訳者としてのいっそうの手話通訳技術の向上を図るとともに、手話通訳者として活動する意欲を高めることができるよう支援する。

九. しゅわの集い

手話講座（主に、入門課程、基礎課程の講座）修了者を対象に、講座修了後も引き続き手話に親しみ、手話を学び、手話を実際に使えるよう、修了者同士が手話を通して関わり合う場を提供する。

十. ビデオ制作ボランティアの会

ボランティアの人数が減少した為、本年度は休止する計画である。

十一. 中期目標の評価

岡山県聴覚障害者センターの各種事業の成果については、平成23年度に策定し、平成25年度に一部改正した中期計画に基づき、新たな評価指標を設定し、これに基づく事業評価を実施する。評価結果については、センター運営委員会、運営会議に報告し、外部評価も併せて行う。

なお、本計画は計画期間中であるが、国の制度改正に伴い事業内容や財源

に変更が生じたため、見直しを行う。

また、本計画が平成28年度で終了するため、次期中期目標の策定に向けた検討を進める。

十二. 学校教育との連携

県内の小中学生等を対象に、総合的な学習時間等を活用して、聴覚障害者センターで、聴覚障害者に対する理解を深めてもらうために体験学習を実施する。

十三. 関係機関や地域社会との連携

聴覚障害者センター単独での事業運営には限界があるため、地域社会や他の公共施設、団体と相互連携活動を推進する。

十四. 聴覚障害者生活応援グッズの貸出

生活応援グッズ（目覚まし時計、簡易筆談機等）を貸し出し、コミュニケーションの困難な聴覚障害者の自立自助を援助することで聴覚障害者の日常生活の円滑化を図るとともに聴覚障害者の福祉増進を図る。

十五. 岡山県青少年総合相談センター事例研修会への参加

きらめきプラザ内の各相談機関との連携並びに相談員の資質向上を図る。

事業実施のための財源 上記の(1)～(6), (8)～(15)の事業は、岡山県聴覚障害者センターの運営に係る岡山県からの指定管理料、事業収益及び梶谷福祉基金助成金を充当する。

Ⅱ 収益事業

1 出版物販売（収1）

一般財団法人全日本ろうあ連盟から出版されている書籍等の販売を行う。
公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会が独自に制作した書籍等の販売を行う。

2 その他の収益事業（収2）

①コピー機の使用料の徴収

各種イベント等で使われる拡大コピー機や事務所コピー機を使用させる際に使用料を徴収する。

②事務手数料の徴収

公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会の支部が実施する行事における事務手続きや会員がスポーツ大会に参加する際の事務手続きを代行する際に手数料を徴収する。

その他

(1) 保健体育に関する事業

聴覚障害者の心身の健康とスポーツ活動の推進を図るため、体育部の中に各種運動部を設け、全国・中国地区・岡山県等のスポーツ大会に選手派遣するとともに、各種委員会に出席する。

| 日 程 | 内 容 | 会 場 |
|----------------|--------------------------------------|------|
| 4月29日・5月10・16日 | 第15回岡山県障害者スポーツ大会 | 岡山市 |
| 5月15日～5月17日 | 第7回中国・四国地区ろうあ者体育大会 | 広島県 |
| 5月16日～5月17日 | 第15回全国障害者スポーツ大会聴覚障害者バレー競技中国・四国地区予選大会 | 広島県 |
| 9月17日～9月20日 | 第49回全国ろうあ者体育大会 | 京都府 |
| 10月24日～10月26日 | 第15回全国障害者スポーツ大会 | 和歌山県 |

(2) 全国手話検定試験

10月10日～11日 第10回全国手話検定試験 岡山市
試験：5級・4級・3級・2級

(3) 聴覚障害者の福利厚生に関する事業

| 日 程 | 内 容 | 会 場 |
|-------|---|-----|
| 6月21日 | 第4回岡山県聴覚障害者福祉協会定期総会及び公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会福祉大会 | 岡山市 |
| 2月28日 | 2016年 耳の日の集い | 岡山市 |

(4) 関係官庁及び関係団体との連絡と協力に関する事業

ア．岡山県、公益財団法人岡山県身体障害者福祉連合会等の会議への出席

イ．一般財団法人全日本ろうあ連盟関係その他各種行事、研修会等への派遣

| 日 程 | 内 容 | 会 場 |
|---------------|---------------------------------------|-----|
| 6月10日～6月14日 | 第63回全国ろうあ者大会 | 群馬県 |
| 7月23日～7月24日 | 第29回全国ろうあ者相談員研修会 | 青森県 |
| 7月 | 第34回全国ろうあ青年活動者会議 | 未定 |
| 10月29日～10月31日 | 第26回専従職員研修会及び出版物対策研究会議 | 新潟県 |
| 9月2日～9月6日 | 第29回全国ろうあ高齢者大会及び第6回全国ろうあ高齢者グラウンドゴルフ大会 | 北海道 |

| | | |
|---------------|------------------|----|
| 10月23日～10月25日 | 第45回全国ろうあ女性集会 | 富山 |
| 11月21日～11月23日 | 第49回全国ろうあ青年研究討論会 | 新潟 |
| 未定 | 2015年課題対策全国代表者会議 | 未定 |

(5) 中国地区ろうあ連盟関係の各種行事や研修会への派遣

| 日 程 | 内 容 | 会 場 |
|-------------|-----------------|-----|
| 7月18日～7月19日 | 第39回中国地区ろうあ女性集会 | 岡山県 |
| 未定 | 2015年度中国地区合同研修会 | 未定 |

(6) 手話関係団体との連携・協力

一般社団法人岡山県手話通訳問題研究会との連携を深めるため、会議及び研修会を開催する。

- ア. 二団体代表者会議 毎月1回開催
- イ. 聴覚障害者の参政権をすすめる会
- ウ. 手話放送委員会
- エ. 研修会

手話サークル会員・手話通訳者・聴覚障害者が一堂に集まり、手話・聴覚障害者問題について研究・意見交換を行い、お互いの資質向上を図る。

開催予定

| 日 程 | 内 容 | 会 場 |
|-------------|-------------------|-----|
| 8月2日 | 第30回岡山県手話通訳問題研究集会 | 岡山市 |
| 8月21日～8月23日 | 第48回全国手話通訳問題研究集会 | 三重県 |

(7) 聴覚障害者関係団体との連携・協力

一般社団法人岡山県手話通訳問題研究会、公益社団法人岡山県難聴者協会、岡山県要約筆記団体連絡会、岡山県聴覚障害者の親の会、岡山県難聴者を持つ親の会、岡山県立岡山聾学校同窓会、岡山県立岡山聾学校PTA、内山下こだまの会等との連携を深めるため、会議を開催する。

- ア. 聴覚障害者制度改革推進岡山県本部会議
- イ. 東日本大震災聴覚障害者救援岡山県本部会議
- ウ. 岡山県聴覚障害者相談員連絡協議会

手話通訳者・聴覚障害者が一堂に集まり、聴覚障害者問題について研究・意見交換を行い、お互いの資質向上を図る。

(8) その他、聴覚障害者の社会福祉の充実と発展に寄与する目的の達成に必要なと認める事業

- ①岡山県保健福祉部障害福祉課と随時意見交換を行い、お互いの意志疎通を図ると共に、福祉制度の充実を目指す。
- ②各専門部と各支部の自主的な活動及び運営への援助
 - ア. 各専門部の自主的活動及び運営への援助
本協会組織の中に、組織部・手話対策部・福祉対策部・文化部・機関紙部があり、それぞれの事業を援助する。
 - イ. 各支部の自主的活動及び運営への援助
8支部（岡山・倉敷・玉野・笠岡・井原・浅口・東備・美作）があり、必要に応じて各支部の事業を援助する。
- ③管理事業
総会、二団体会議、理事会、各専門委員会等を開催し、本協会の運営と事業の推進を図る。
 - ア. 総会
 - イ. 三役会議
 - ウ. 理事会
 - エ. 各種専門委員会
- ④その他
*上記以外に必要性が生じた場合、理事会を召集し、対応する。